

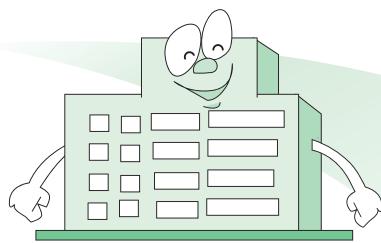
# 私達のくらしと公正競争規約

令和3年4月

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会



景品表示法と公正競争規約は、消費者がより良い商品・役務を安心して選ぶことができる環境づくりのための大切な役割を担っています。



## 正しい情報



景品表示法は、不当な表示や過大な景品類の提供による顧客の誘引を防止するため、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を禁止するなどにより、消費者の利益を保護することを目的とする法律であり、公正競争規約は、景品表示法を根拠に、個々の商品・役務ごとに設定される業界の自主ルールです。

公正競争規約が設定されている業界では、規約に参加する事業者が規約を遵守して適正な表示や景品類の提供を行うことにより、消費者が安心して商品・役務を選択できる環境を整備しており、規約は、景品表示法の目的の達成に重要な役割を果たしています。

# 私達のくらしと公正競争規約

## 公正競争規約とは

- 公正競争規約は、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）第31条の規定により、事業者又は事業者団体が、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。

消費者庁長官及び公正取引委員会が公正競争規約を認定するための景品表示法上の4つの要件  
(景品表示法第31条第2項)

① 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。
② 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
③ 不當に差別的でないこと。
④ 公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。

- 景品表示法は、不当な表示と過大な景品類の提供を禁止しています。しかしながら、この法律は多種多様な事業分野の広範な商行為を取り締まりの対象にしていますので、規定は一般的・抽象的なものにならざるを得ません。
- 一方、公正競争規約は、事業者又は事業者団体が自らの業界について規定を設けるものですから、その業界の商品・役務の特性や取引の実態に即して、景品表示法だけでなく、他の関係法令による規制も広く取り入れて、表示又は景品類について「何が良くて、何が悪いのか」を、より具体的に、きめ細かく規定することができます。
- 公正競争規約を守ることにより、業界の公正な競争が確保されるとともに、消費者が適正な商品・役務の選択を行うことができるようになります。
- 公正競争規約は、消費者庁長官及び公正取引委員会によって認定されたものですから、通常はこれを守っていれば景品表示法に違反することはありません。また、公正競争規約の運用は、業界に精通した運用機関（公正取引協議会の名称で設立された団体や、既存の業界団体が運用しています。以下、運用機関を「公正取引協議会」と呼んで説明します。）により行われますので、規制が的確かつ効果的に行われることが期待されています。
- 公正競争規約が設定されている業種のほとんどは、消費者に馴染みの深いものです。これによって公正な競争が確保され、私達のくらしの中で適正な商品・役務の選択を行うことができます。

## 公正競争規約は牛乳、鶏卵 から旅行業、自動車、

## 不動産まで多種多様です

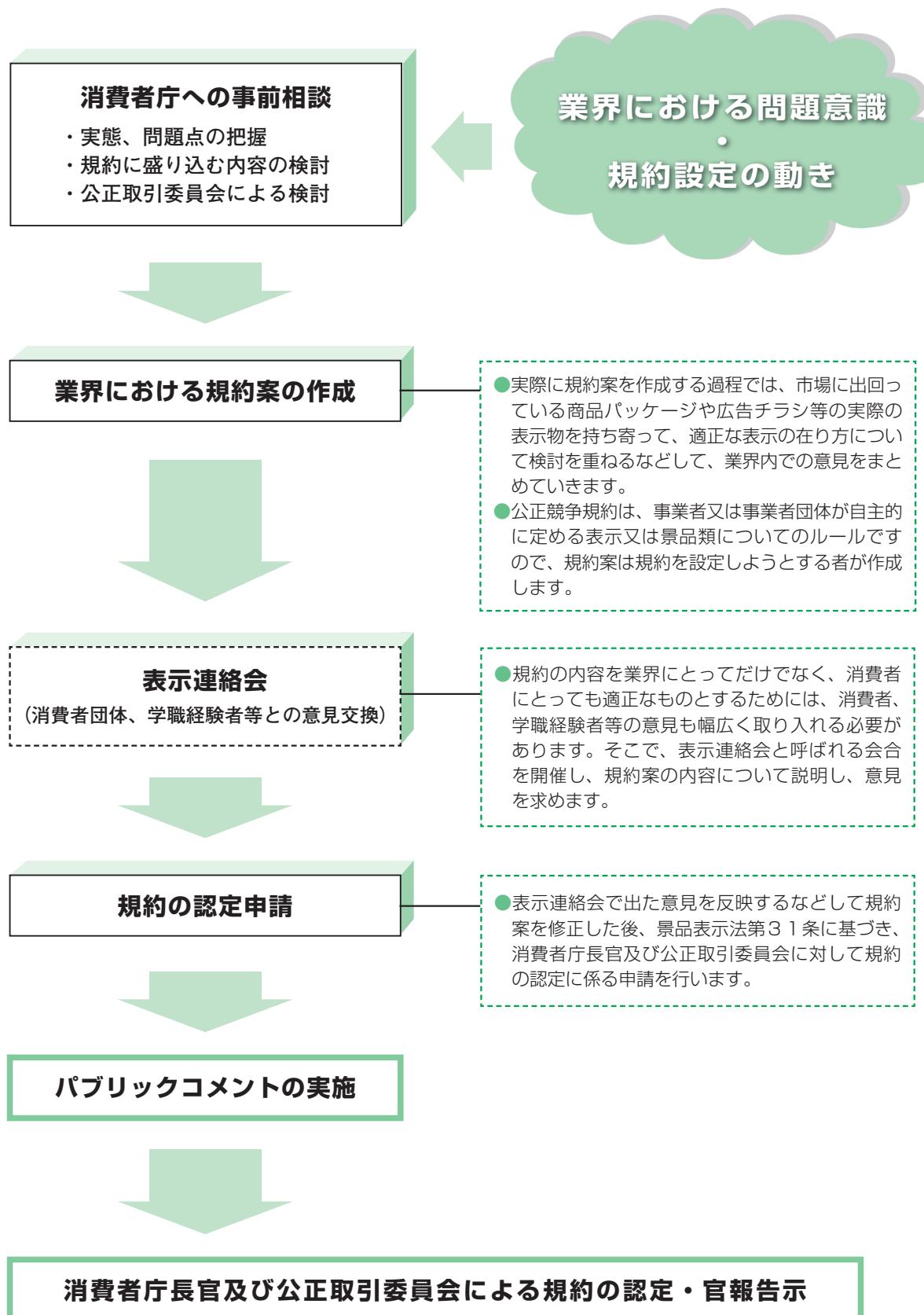
- 公正競争規約は102件（令和3年4月現在）を数えます。うち表示に関するもの（以下「表示規約」といいます。）は65件、景品に関するもの（以下「景品規約」といいます。）は37件です。
- 公正競争規約が最初に設定されたのは不動産の表示規約です。不動産は1件当たりの取引額が大きい上に表示からはその品質内容が分かりにくく、不当な表示が消費者に及ぼす影響も格段に大きいことから、関係法規の規定も盛り込んでかなり詳細な内容になっています。
- 表示規約では食品関係のものが最も多くなっています。これは商品の種類が多いことにもよりますが、大部分は食品の加工技術等の発展に伴い、代替原材料等を使用した新製品について、基準のないままに紛らわしい表示が出回っていたものを適正化するために設定されたためです。
- ほとんどの公正競争規約が、景品表示法だけでなく、関係法令の規制も取り入れています。

業種	景品規約	表示規約	計
乳製品等	1	5	6
飲料	1	6	7
食卓食品	3	11	14
調味料	3	5	8
菓子類等	3	8	11
酒類	7	7	14
家電・家庭用品等	2	10	12
化粧品等	3	5	8
出版・サービス	5	2	7
自動車等	3	4	7
不動産	1	1	2
医療	4	0	4
金融	1	1	2
計	37	65	102

## 公正競争規約の効果

- 公正競争規約が設定されることは、一般消費者、事業者の双方に利益があります。
- 公正競争規約が設定された業界では、規約に沿った適正な表示が行われるようになりますので、一般消費者は安心して商品・役務を選択することができるようになります。また、事業者にとっては、適正な表示を行って不当な表示の横行を防止することができますので、業界全体に対する信頼性を向上させることができます。
- 加えて、「公正マーク」や「会員証」を設定すれば、消費者にとって安心して選べる商品・役務であること、規約に参加し適正表示を行っている店舗であることをアピールすることができます。
- 公正競争規約は、景品表示法で禁止される不当表示・過大な景品提供を起こさないための事項に加え、他法令に関する規制も取り込んでルール化することができます。このため、規約を見れば、必要な関係法令の規制が分かるほか、規約を遵守していれば、景品表示法だけでなく、他法令を守ることにもなり、コンプライアンスの徹底につながります。
- 景品表示法第26条の規定に基づき事業者に不当表示等を未然に防止するために必要な措置を講ずることが義務付けられていますが、公正競争規約に参加している事業者にあっては、公正競争規約を遵守するために必要な措置を講じている場合は、特段の措置が求められることとされています。
- 優良誤認表示又は有利誤認表示を行った場合は、課徴金の納付が命じられるが、消費者庁の「課徴金納付命令の基本的要件に関する考え方」(平成28年1月公表)においては、公正競争規約に沿った表示など、優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合には、課徴金対象行為は成立せず、課徴金の納付を命ずることはない、とされています。
- 公正競争規約の解釈・運用は、公正取引協議会が自主的に行っていくことになります。通常、会員についての規約に違反する疑いのある事実に関する調査も公正取引協議会が行います。調査の結果、規約に違反する事実が認められれば、規約の規定に基づいて警告等の措置を公正取引協議会自らが採ることになります。
- 公正取引協議会は、会員事業者からの事前の相談に応じたり、公正競争規約に違反する疑いのある事実についての調査活動を行うを通じて、当該業界における適正な表示や景品類についてのルールの在り方とは何かを、会員と共に絶えず検討し、自ら作り上げていくことができます。
- 一般に、事業者団体が構成事業者に、自主規制等の利用・遵守を強制することは、当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合を除き、独占禁止法に違反するおそれがあります。
- 他方、公正競争規約は、景品表示法に基づき消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けるものであるため、公正競争規約に基づいた適正な行為である限り、公正取引委員会から独占禁止法上の措置を採られることはできません。

# 公正競争規約設定までの主な流れ



# 公正取引協議会の役割

公正競争規約を運用するために設立されているのが公正取引協議会です。

公正取引協議会は、認定された公正競争規約を適正に運用するため、様々な活動を行っています。

## 公正取引協議会が行う主な活動

### ○公正競争規約の周知

公正競争規約に関するパンフレットや解説書を作成し、事業者や一般消費者に配布すること等により、公正競争規約の周知を行っています。

また、ウェブサイトを開設し、公正取引協議会の概要や活動内容を掲載しています。

### ○公正競争規約についての相談

商品の包装や広告物などが公正競争規約の規定に対応した内容となっているかなど、相談に応じています。

### ○表示に関する一般的な調査

実際に販売されている商品を購入し、公正競争規約に定められた必要表示事項が表示されているか、特定の表示基準に定められた基準により表示されているか、不当表示はないかなどを調査する試買検査会の開催や、店頭に出かけて行って店頭で表示を調査するなど、公正競争規約の遵守状況についての調査を行っています。

### ○公正競争規約違反の疑いに関する調査

公正競争規約に違反する疑いがある場合、関係者から事情聴取をするなどにより調査を行っています。調査を行った結果、公正競争規約に違反すると認められる場合は、公正取引協議会自らが警告等の措置を探っています。

### ○一般消費者からの苦情処理に関するこ

公正競争規約が定められている商品の包装や店頭での広告等について、一般消費者から寄せられた苦情に対し、適切に対応しています。

# 公正競争規約の概要

(公正競争規約の詳細は当連合会のホームページをご覧ください。)

## ○景品規約の概要

景品規約では、一般消費者告示、懸賞制限告示（以下、この2つの告示を「一般ルール」と呼んで説明します。）、業種別制限告示に沿った規定となっています。

景品規約37のうち、一般ルールと同じ内容の規約は26、一般ルールですが一部例外のある規約が2、業種別制限告示に沿った規約は9となっています。

令和3年4月現在認定されている景品規約は、次のとおりです。

## ○景品に関する公正競争規約（37規約）

### ☆一般ルールと同内容の景品規約（26規約）

番号	業種	認定年月日	規約の名称
1	ビスケット業	S46. 7. 2	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
2	チョコレート業	S40. 2.10	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
3	チューインガム業	S46. 1.20	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
4	アイスクリーム類及び氷菓業	S59.12.26	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
5	トマト加工品業	S42.11. 8	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約
6	即席めん類製造業	S41. 3.24	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
7	みそ業	S52.11.28	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
8	洋酒製造業	S54.12.17	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
9	酒類輸入販売業	S54.12.17	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
10	合成清酒等製造業	S49. 9.30	合成清酒及び連續式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
11	化粧石けん業	S46.12. 7	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
12	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん業	S58. 1.25	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
13	歯みがき業	S50. 9. 3	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
14	指定自動車教習所業	H16. 6.29	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
15	清酒製造業	S48. 9.30	清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
16	単式蒸留しょうちゅう製造業	S56.10. 5	単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
17	しょうゆ業	S54.11.28	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
18	ソース業	S54. 1.12	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約
19	カレー業	S42. 2.22	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
20	凍豆腐製造業	S45. 3.30	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約
21	果実酒製造業	S54.12.17	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
22	ビール製造業	S54.12.17	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
23	タイヤ業	S55. 7.15	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
24	旅行業	S59.10. 1	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
25	ペットフード業	S49. 3.30	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
26	家庭電気製品業	S54. 1.12	家庭電気製品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

### ☆一般ルールだが一部例外のある景品規約（2規約）

番号	業種	認定年月日	規約の名称
27	銀行業	S61. 1. 7	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
28	自動車業（二輪自動車）	S54.12. 3	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

### ☆一般ルールと異なる規定を設けている景品規約（9規約）

番号	業種	認定年月日	規約の名称
29	医療用医薬品製造販売業	S59. 3.10	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
30	医療用医薬品卸売業	S59.12.22	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
31	衛生検査所業	S59. 9. 5	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
32	医療機器業	H10.11.16	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
33	新聞業	S39.10. 9	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
34	出版物小売業	S56. 9.22	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
35	雑誌業	S58. 3.30	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
36	農業機械業	S54.12. 3	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
37	不動産業	H14.12.26	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

## ○表示規約の概要

表示規約では、一般的に、商品・役務についての必要な表示事項（必要表示事項）、その業界における特定の用語の使用基準（特定用語の表示基準）、商品・役務について表示する際に表示してはならない事項（不当表示の禁止）が規約ごとに詳細に定められています。

例えば食品の表示規約においては、必要な表示事項として「名称」、「原材料名」、「内容量」、「賞味期限」、「保存方法」、「事業者の名称及び所在地」、「原産国名」などが、特定用語の表示基準として「名産」、「特製」、「手作り」といった用語の使用基準が、不当表示の禁止として、客観的な根拠に基づかない「特選」、「高級」等の文言を用いることや、成分や原材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示などが定められています。このほか、表示規約に則って適切な表示がなされている商品に表示される公正マークの規定、表示規約の参加者であることを店頭に示す「会員証」の規定を定めている表示規約があります。公正マークや会員証は消費者が安心して商品・役務を選択するための指標として機能しています。

必要表示事項、特定事項の表示基準及び不当表示の禁止の規定例は次のとおりです。

### (必要な表示事項 「飲用乳の表示に関する公正競争規約」の抜粋)

第3条 事業者は、飲用乳の容器包装（食品衛生法第4条第5項に規定する包装容器をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、それぞれ飲用乳の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。

- (1) 種類別名称
- (2) 常温保存可能品にあっては、その旨
- (3) 商品名
- (4) 主要成分
- (5) 原材料名
- (6) 殺菌温度及び時間
- (7) 内容量
- (8) 消費期限又は賞味期限
- (9) 保存方法
- (10) 開封後の取扱
- (11) 乳処理場又は製造所の所在地及び乳処理業者又は製造者の氏名又は名称

### (特定事項の表示基準 「包装食パンの表示に関する公正競争規約」の抜粋)

第4条 事業者は、包装食パンについて次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 特定の原材料を商品名として表示する等当該原材料を使用している旨を強調して表示する場合は次によることとする。
  - ア チーズ、ミルクその他施行規則に定める原材料を強調して表示する場合（ただし、これらの原材料をパン生地に練り込んだ包装食パンに限る。）は、それぞれ施行規則に定めるところによる。
  - イ アに規定する原材料以外の原材料について強調して表示する場合は、具体的根拠に基づいて表示することとする。
- (2) 賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けたものと同一の商品について表示することとし、賞にあっては、受賞の年、受賞者の氏名又は名称、受賞した品評会等の名称を、推奨にあっては、推奨を受けた年、推奨者の氏名又は名称等を表示することとする。

### (不当表示の禁止 「生めん類の表示に関する公正競争規約」の抜粋)

第6条 事業者は、生めん類の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 第2条第2項各号に規定する定義に合致しない内容の製品について、それぞれ、それらであるかのように誤認されるおそれがある表示

- (2) 機械製の生めん類について、製めん工程が手打、手打式又は手打風であると誤認されるおそれがある表示
- (3) 手打式又は手打風の生めん類について、製めん工程が手打であると誤認されるおそれがある表示
- (4) 成分又は原材料について、事実と相違するか実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (5) 生めん類又はその原材料の産地について誤認されるおそれがある表示
- (6) 客観的な根拠及び公正取引協議会の定める基準によらないで特選、高級等又は名産、特産、本場等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (7) 生めん類が病気の予防等について、効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示
- (8) 賞でないものが賞であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (9) 他の事業者の生めん類を中傷し又は誹謗するような表示
- (10) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示

令和3年4月現在認定されている表示規約は、次のとおりです（「公正マーク」と「会員証」は最終頁をご覧ください。）。

## ○表示に関する公正競争規約（65規約）

### ☆乳製品等

番号	業種	認定年月日	規約の名称
1	マーガリン類	S42. 2.22	マーガリン類の表示に関する公正競争規約
2	飲用乳	S43. 5.30	飲用乳の表示に関する公正競争規約
3	チーズ	S46. 3.31	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
4	アイスクリーム類及び氷菓	S50. 9. 3	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
5	発酵乳・乳酸菌飲料	S52.12.22	はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約

### ☆飲料

番号	業種	認定年月日	規約の名称
6	果実飲料等	S46. 3. 2	果実飲料等の表示に関する公正競争規約
7	トマト加工品	S51.10.20	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
8	コーヒー飲料等	S52.12.22	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約
9	豆乳類	S62.12.28	豆乳類の表示に関する公正競争規約
10	レギュラーコーヒー等	H 3.11.13	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
11	もろみ酢	H20. 1.22	もろみ酢の表示に関する公正競争規約

### ☆食卓食品

番号	業種	認定年月日	規約の名称
12	食品缶詰	S43. 8.30	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
13	粉わさび	S44. 1.20	粉わさびの表示に関する公正競争規約
14	削りぶし	S44.10.15	削りぶしの表示に関する公正競争規約
15	凍豆腐	S45. 3.30	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約
16	生めん類	S51.10.20	生めん類の表示に関する公正競争規約
17	辛子めんたいこ食品	S63.11. 1	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
18	ハム・ソーセージ類	H 4. 9. 7	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
19	食肉	H 7.10.13	食肉の表示に関する公正競争規約
20	即席めん	H12. 3.29	即席めんの表示に関する公正競争規約
21	包装食パン	H12. 3.29	包装食パンの表示に関する公正競争規約
22	鶏卵	H21. 3.26	鶏卵の表示に関する公正競争規約

☆調味料

番号	業種	認定年月日	規約の名称
23	食酢	S45. 3. 7	食酢の表示に関する公正競争規約
24	みそ	H16. 5.11	みその表示に関する公正競争規約
25	ドレッシング類	H19. 3.29	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
26	しょうゆ	H19. 4.19	しょうゆの表示に関する公正競争規約
27	食用塩	H20. 4.18	食用塩の表示に関する公正競争規約

☆菓子類等

番号	業種	認定年月日	規約の名称
28	観光土産品	S41. 2.12	観光土産品の表示に関する公正競争規約
29	はちみつ類	S44.11.10	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
30	ビスケット類	S46. 3.31	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
31	チョコレート類	S46. 3.25	チョコレート類の表示に関する公正競争規約
32	チョコレート利用食品	S47.10. 4	チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
33	ローヤルゼリー	S54. 9.20	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
34	チューインガム	S50. 9. 3	チューインガムの表示に関する公正競争規約
35	特定保健用食品	R 2. 6. 9	特定保健用食品の表示に関する公正競争規約

☆酒類

番号	業種	認定年月日	規約の名称
36	ビール	S54.12.17	ビールの表示に関する公正競争規約
37	輸入ビール	S57. 3. 8	輸入ビールの表示に関する公正競争規約
38	ウイスキー	S55. 7.30	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
39	輸入ウイスキー	S55. 7.30	輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約
40	泡盛	S58.11.24	泡盛の表示に関する公正競争規約
41	酒類小売業	S55. 3.28	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
42	単式蒸留しょうちゅう	S61. 6.16	単式蒸留しょうちゅうの表示に関する公正競争規約

☆家電・家庭用品等

番号	業種	認定年月日	規約の名称
43	ペットフード	S49. 3.30	ペットフードの表示に関する公正競争規約
44	帯締め・羽織紐	S51.10.20	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
45	家庭電気製品製造業	S53. 6. 1	家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約
46	家庭電気製品小売業	S59. 6. 1	家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
47	釣竿	S59. 4.10	釣竿の表示に関する公正競争規約
48	ピアノ	S59. 5.15	ピアノの表示に関する公正競争規約
49	電子鍵盤楽器	H 4.11.30	電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
50	眼鏡類	S61. 3.31	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
51	スポーツ用品	S62. 6. 5	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
52	仏壇	H24. 4.12	仏壇の表示に関する公正競争規約

☆化粧品等

番号	業種	認定年月日	規約の名称
53	防虫剤	S39. 2. 6	防虫剤の表示に関する公正競争規約
54	化粧品	S46.10.22	化粧品の表示に関する公正競争規約
55	化粧石けん	S46.12. 7	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
56	歯みがき類	S50. 9. 3	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
57	洗剤・石けん	S59. 5.15	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約

☆出版・サービス

番号	業種	認定年月日	規約の名称
58	旅行業	H 4. 5.26	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
59	指定自動車教習所	H16. 6.29	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約

☆自動車等

番号	業種	認定年月日	規約の名称
60	自動車	S46. 9. 7	自動車業における表示に関する公正競争規約
61	二輪自動車	H15.10. 8	二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
62	タイヤ	S55. 7.15	タイヤの表示に関する公正競争規約
63	農業機械	S57. 6.28	農業機械の表示に関する公正競争規約

☆不動産

番号	業種	認定年月日	規約の名称
64	不動産	S38. 6.17	不動産の表示に関する公正競争規約

☆金融

番号	業種	認定年月日	規約の名称
65	銀行業	H 5. 3. 8	銀行業における表示に関する公正競争規約

# 景品表示法の概要

## ○景品規制

景品表示法 第4条（景品類の制限及び禁止）	一般消費者告示	総付景品	取引価額	景品類の最高額
			1,000円未満	200円
			1,000円以上	取引価額の2/10
※ 平成19年3月7日総付景品告示一部改正 (100→200円 1/10→2/10)				
懸賞制限告示	一般懸賞	懸賞による取引価額	景品類限度額	
		① 最高額	② 総額	
		5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
		5,000円以上	10万円	
①, ②両方の限度内でなければならない。				
業種別告示	共同懸賞	懸賞による取引価額	景品類限度額	
		① 最高額	② 総額	
		取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%	
①, ②両方の限度内でなければならない。				
現在指定されているもの				
① 新聞業における景品類の提供に関する事項の制限 (平成10年公取委告示第5号)				
② 雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限 (平成4年公取委告示第3号)				
③ 不動産業における景品類の提供に関する事項の制限 (平成9年公取委告示第37号)				
④ 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限 (平成9年公取委告示第54号)				

\* オープン懸賞告示は、平成18年4月に廃止された。

## 用語の解説等

<b>《総付景品》</b> 一般消費者に対し、懸賞の方法によらないで景品類を提供するもの ・商品・役務の購入者全員に提供する場合 ・小売店が来店者全員に提供する場合 ・申込み又は入店の先着順に提供する場合等 景品類に該当する場合であっても規制しないもの (ただし、正常な商慣習に照らして適当なもの) ・商品の販売・使用又は役務の提供のために必要な物品等 ・見本その他宣伝用の物品 ・自店及び自他共通で使用できる割引券・割引を約する金額証 ・開店披露、創業記念で提供される物品	<b>《取引価額》</b> 購入額が特定されている場合 その額 購入額が特定されていない場合 100円（原則） 購入を条件としない場合 100円（原則） <b>《売上予定額》</b> 懸賞販売実施期間中の対象商品の売上予定額 <b>《取引附隨性について》</b> 商品・役務の取引に附隨しない場合は、景品表示法の規制の対象とはならないが、例えば、メーカーが実施する懸賞企画において、応募用紙を小売店に設置する際の「取引附隨性」の取扱いは以下のとおり。 ○ 取引附隨性がない場合 メーカーが下記以外の取引先小売業者の店舗に応募用紙を設置する場合 ● 取引附隨性がある場合 次のような小売業者の店舗に応募用紙を設置する場合 ・メーカーと小売業者の共同企画を行う場合の当該小売業者 ・小売業者がメーカーに経済上の利益の提供を行わせている場合 ・そのメーカーが資本の過半を拠出している小売業者 ・そのメーカーとフランチャイズ契約を締結しているフランチャイジーである小売業者 ・その小売店舗への入店者の大部分がそのメーカーの供給する商品の取引の相手となる場合の当該小売業者
<b>《一般懸賞》</b> 次のような方法で景品類を提供するもの ・抽選やじゃんけんなど偶然性を用いる場合 ・パズル、クイズの正誤、作品や競技の優劣で決める場合	

## ○表示規制



### 5条1号 商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

#### ① 内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

- 例 1. セーターの実際のカシミヤ混用率が 50% 前後にもかかわらず「カシミヤ 100%」と表示した場合  
2. 10万キロ以上走行した中古自動車に「3万5千キロ走行」と表示した場合  
3. ブランド牛ではない国産牛肉にもかかわらず、国産有名ブランド牛であるかのように表示した場合

#### ② 内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

例 「この新技術は日本で当社だけ」と広告したが、実際は競争業者でも同じ技術を使っていた場合

### 7条2項 消費者庁長官は、商品の内容（効果、性能等）について著しく優良であると示す表示（5条1号）に該当するか否か判断する必要がある場合に期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。 ⇒ 事業者が求められた資料を提出しない場合には、当該表示は、不当表示とみなされる。

### 5条2号 商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

#### ① 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

- 例 1. 優待旅行ではないのに優待旅行と表示した場合  
2. 安い料金の適用を受けるためには、他の有料サービスを利用しなければならないのに、その条件を明瞭に表示することなく、料金が安い旨を表示した場合

#### ② 取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

不当な価格表示について  
の景品表示法上の考え方  
(平成 12 年公正取引委員会)

#### 不当な二重価格表示の例

実際の価格が 6,000 円程度のものを 5,000 円で販売するときに「市価 10,000 円の品 5,000 円で提供」、「市価の半額」と表示する場合等

(注) 二重価格表示とは、小売業者が商品について実際に販売する価格（実売価格）にこれよりも高い価格を併記するなど何らかの方法により実売価格に比較対照価格を付すこと。

### 5条3号 商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

#### 現在指定されているもの

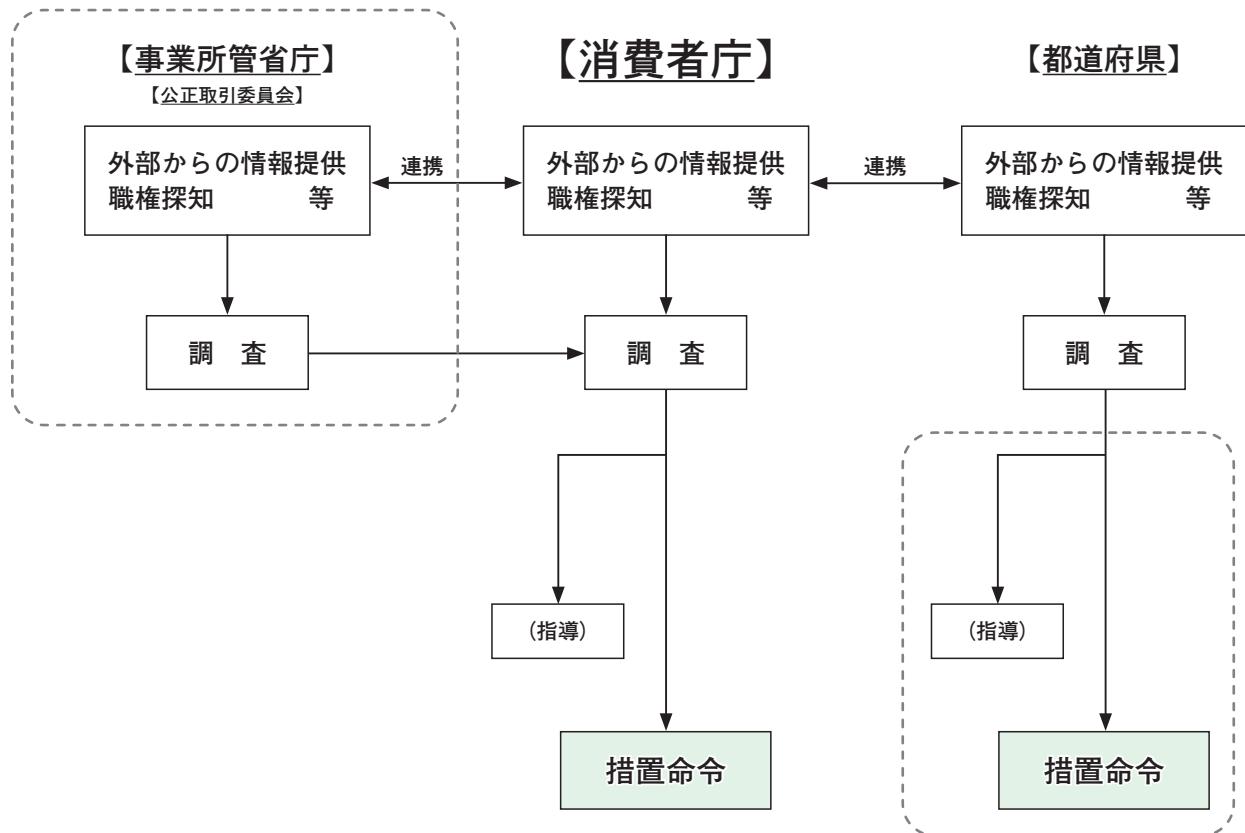
- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示   | (昭和 48 年公取委告示第 4 号)  |
| ② 商品の原産国に関する不当な表示     | (昭和 48 年公取委告示第 34 号) |
| ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 | (昭和 55 年公取委告示第 13 号) |
| ④ 不動産のおとり広告に関する表示     | (昭和 55 年公取委告示第 14 号) |
| ⑤ おとり広告に関する表示         | (平成 5 年公取委告示第 17 号)  |
| ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示    | (平成 16 年公取委告示第 3 号)  |

※ 7 条 2 項の資料提出命令の権限は、政令により消費者庁長官及び都道府県知事に委任。

## ○景品表示法違反行為に対する措置命令

1. 消費者庁長官は、景品表示法第4条（景品類の制限及び禁止）又は第5条（不当な表示の禁止）の規定に違反している事業者に対し、違反行為の差止めや再発を防止するために必要な事項、関連する公示等を命じる措置命令を行うことができる（景品表示法第7条第1項）。
2. 都道府県知事は、消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部（措置命令権限等）を行うことができる（景品表示法第33条第11項）。
3. 措置命令に違反した者は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金が、当該事業者は3億円以下の罰金が科せられる（景品表示法第36条第1項、第38条第1項）。

### 措置命令の手続

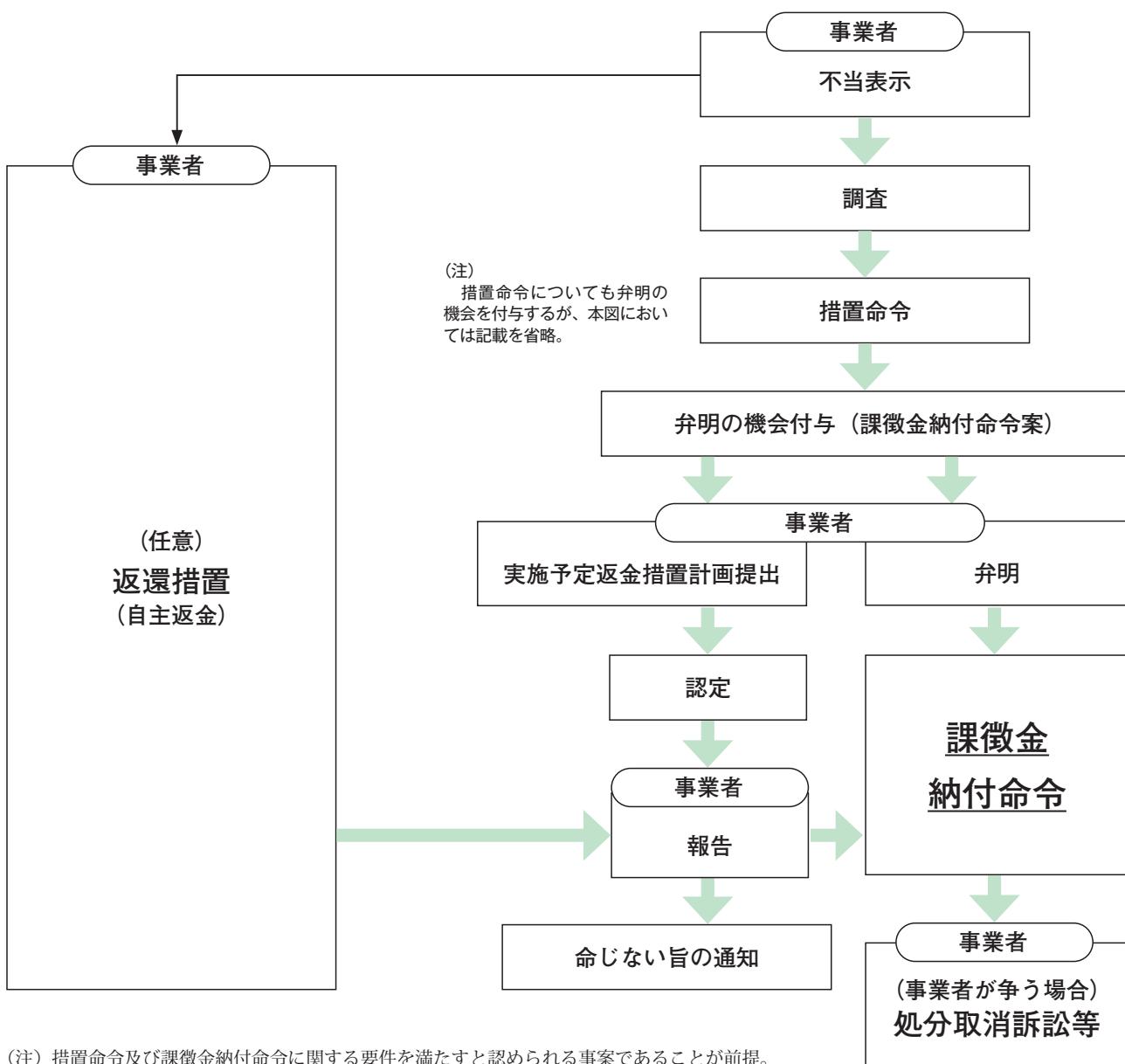


調査権限は、公正取引委員会、事業所管省庁も行使  
(政令により委任)

## ○景品表示法違反行為に対する課徴金納付命令

1. 消費者庁長官は、景品表示法第5条の規定に違反する行為（優良誤認表示行為又は有利誤認表示行為）を行った事業者に対し、課徴金（当該行為に係る商品又は役務の売上額に3%を乗じて得られた額）の納付を命じなければならない（景品表示法第8条）。
2. 対象期間は3年間を上限とし、違反事業者が相当の注意を怠った者ではないと認められるときは、課徴金を賦課しない（景品表示法第8条）。
3. 課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない（景品表示法第8条）。
4. 事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する（景品表示法第10条、第11条）。

(参考図) 課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ(イメージ)



(注) 措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提。

# 公正取引協議会一覧表

(令和3年4月現在)

団体名	〒	住所・電話	運用している規約
(乳製品等)			
1 マーガリン公正取引協議会	〒103 -0027	中央区日本橋3-13-11 油脂工業会館2F 電話 03(3242)3770	マーガリン類（表示）
2 全国飲用牛乳公正取引協議会	〒102 -0073	千代田区九段北1-14-19 乳業会館5F 電話 03(3264)8585	飲用乳（表示）
3 チーズ公正取引協議会	〒102 -0073	千代田区九段北1-14-19 乳業会館6F 電話 03(3264)4133	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフード（表示）
4 アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	〒102 -0073	千代田区九段北1-14-19 乳業会館6F 電話 03(3264)3819	アイスクリーム類及び氷菓業（景品） アイスクリーム類及び氷菓（表示）
5 発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会	〒162 -0842	新宿区市谷砂土原町1-1 保健会館別館3F 電話 03(3267)4686	発酵乳・乳酸菌飲料（表示）
(飲料)			
6 全国トマト加工品業公正取引協議会	〒103 -0001	中央区日本橋小伝馬町15-18-3F 電話 03(3639)9666	トマト加工品業（景品） トマト加工品（表示）
7 果実飲料公正取引協議会	〒105 -0014	港区芝3-3-14 ニットクビル6F 電話 03(6275)1761	果実飲料等（表示）
8 全国コーヒー飲料公正取引協議会	〒101 -0041	千代田区神田須田町2-9-2 PMO神田岩本町2F（一社）全国清涼飲料連合会内 電話 03(6260)9257	コーヒー飲料等（表示）
9 日本豆乳公正取引協議会	〒102 -0084	千代田区二番町1-2-235 電話 03(5215)2275	豆乳類（表示）
10 全日本コーヒー公正取引協議会	〒103 -0015	中央区日本橋箱崎町6-2 マックス本社ビル別館3F 電話 03(5649)8366	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒー（表示）
11 もろみ酢公正取引協議会	〒900 -0031	那覇市若狭1-9-7 電話 098(894)7361	もろみ酢（表示）
(食卓食品)			
12 日本即席食品工業公正取引協議会	〒105 -0004	港区新橋6-9-5 J Bビルディング4F 電話 03(6453)0081	即席めん類製造業（景品） 即席めん（表示）
13 カレー業全国公正取引協議会	〒111 -0051	台東区蔵前3-20-1 山岸ビル502号 電話 03(5687)1793	カレー業（景品）
14 全国食品缶詰公正取引協議会	〒101 -0042	千代田区神田東松下町10-2 翔和神田ビル3F 電話 03(5256)4801	食品缶詰（表示）
15 全国粉わさび公正取引協議会	〒104 -0032	中央区八丁堀2-14-4 ヤブ原ビル7F 電話 03(3537)1303	粉わさび（表示）
16 全国削節公正取引協議会	〒135 -0016	江東区東陽5-29-47 サンフィールドビル2F 電話 03(5690)1601	削りぶし（表示）
17 凍豆腐製造業公正取引協議会	〒380 -0936	長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館5F 電話 026(227)6171	凍り豆腐製造業（景品） 凍り豆腐（表示）

団体名	〒	住所・電話	運用している規約
18 全国生めん類公正取引協議会	〒135 -0004	江東区森下3-14-3 全麺連会館内 電話 03(3634)2255	生めん類 (表示)
19 全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	〒812 -0013	福岡市博多区博多駅東2-8-26 第3白水駅東ビル 405号 電話 092(403)0191	辛子めんたいこ食品 (表示)
20 ハム・ソーセージ類公正取引協議会	〒150 -0013	渋谷区恵比寿1-5-6 ハム・ソーセージ会館 電話 03(6450)3980	ハム・ソーセージ類 (表示)
21 全国食肉公正取引協議会	〒107 -0052	港区赤坂6-13-16 アジミックビル 電話 03(5563)2911	食肉 (表示)
22 日本パン公正取引協議会	〒103 -0026	中央区日本橋兜町15-6 製粉会館9F 電話 03(3667)1976	包装食パン (表示)
23 鶏卵公正取引協議会	〒104 -0033	中央区新川2-6-16 馬事畜産会館502号 電話 03(3297)5516	鶏卵 (表示)

(調味料)

24 全国食酢公正取引協議会	〒160 -0004	新宿区四谷3-4 エフビル5F 電話 03(3351)9280	食酢 (表示)
25 全国味噌業公正取引協議会	〒104 -0033	中央区新川1-26-19 全中・全味ビル 電話 03(3551)7161	みそ業 (景品) みそ (表示)
26 日本ソース業公正取引協議会	〒103 -0001	中央区日本橋小伝馬町15-18-3F 電話 03(3639)9667	ソース業 (景品)
27 醤油業中央公正取引協議会	〒103 -0016	中央区日本橋小網町3-11 電話 03(3666)3286	しょうゆ業 (景品) しょうゆ (表示)
28 全国ドレッシング類公正取引協議会	〒104 -0061	中央区銀座3-8-15 中央ビル 電話 03(3563)3590	ドレッシング類 (表示)
29 食用塩公正取引協議会	〒106 -0032	港区六本木7-15-14 塩業ビル9F 電話 03(3402)0180	食用塩 (表示)

(菓子類等)

30 全国チョコレート業公正取引協議会	〒105 -0004	港区新橋6-9-5 J Bビル6F 電話 03(3437)6177	チョコレート業 (景品) チョコレート類 (表示) チョコレート利用食品 (表示)
31 全国観光土産品公正取引協議会	〒101 -0047	千代田区内神田1-17-9 T C Uビル6F 電話 03(3518)0193	観光土産品 (表示)
32 (-社)全国はちみつ公正取引協議会	〒103 -0001	中央区日本橋小伝馬町12-2 東屋ビル4F 電話 03(6661)9183	はちみつ類 (表示)
33 全国チューインガム業公正取引協議会	〒105 -0004	港区新橋6-9-5 J Bビル6F 電話 03(3433)5213	チューインガム業 (景品) チューインガム (表示)
34 全国ビスケット公正取引協議会	〒105 -0004	港区新橋6-9-5 J Bビル9F 電話 03(3433)6131	ビスケット業 (景品) ビスケット類 (表示)
35 (-社)全国ローヤルゼリー公正取引協議会	〒103 -0001	中央区日本橋小伝馬町12-2 東屋ビル4F 電話 03(6265)1735	ローヤルゼリー (表示)

団体名	〒	住所・電話	運用している規約
36 特定保健用食品公正取引協議会	〒162 -0842	新宿区市谷砂土原町2-7-27 電話 03(6630)9575	特定保健用食品 (表示)
(酒類)			
37 日本酒造組合中央会	〒105 -0003	港区西新橋1-6-15 日本酒造虎ノ門ビル2F 電話 03(3501)0101	清酒製造業(景品) 泡盛(表示) 単式蒸留しようちゅう製造業(景品) 単式蒸留しようちゅう(表示)
38 日本蒸留酒酒造組合	〒103 -0025	中央区日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル5F 電話 03(3527)3707	合成清酒及び連續式蒸留しよう ちゅう製造業 (景品)
39 ビール酒造組合	〒104 -0061	中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル10F 電話 03(3561)8386	ビール製造業 (景品) ビール (表示)
40 日本洋酒酒造組合	〒103 -0027	中央区日本橋2-12-7 高島屋グループ本社第2ビル2F 電話 03(6202)5728	洋酒製造業 (景品) ウイスキー (表示)
41 日本ワイナリー協会	〒103 -0027	中央区日本橋2-12-7 高島屋グループ本社第2ビル2F 電話 03(6202)5728	果実酒製造業 (景品)
42 日本洋酒輸入協会	〒103 -0013	中央区日本橋人形町2-15-3 人形町藤和ビル2F 電話 03(6667)0502	酒類輸入販売業 (景品) 輸入ビール (表示) 輸入ウイスキー (表示)
43 全国小売酒販組合中央会	〒153 -8640	目黒区中目黒2-1-27 電話 03(3714)0172	酒類小売業 (表示)
(家電・家庭用品等)			
44 ペットフード公正取引協議会	〒101 -0041	千代田区神田須田町2-3-16 ユニーク神田須田町二丁目ビル9F 電話 03(5298)7321	ペットフード業 (景品) ペットフード (表示)
45 全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	〒616 -8204	京都市右京区宇多野御池町40 島本会計事務所内 電話 075(461)7156	帯締め及び羽織ひも (表示)
46 (公社)全国家庭電気製品公正取引協議会	〒105 -0003	港区西新橋2-8-11 7東洋海事ビル10F 電話 03(3591)6023	家庭電気製品業 (景品) 家庭電気製品製造業 (表示) 家庭電気製品小売業 (表示)
47 全国釣竿公正取引協議会	〒104 -0032	中央区八丁堀2-22-8 日本フィッシング会館5F 電話 03(3206)1130	釣竿 (表示)
48 鍵盤楽器公正取引協議会	〒101 -0021	千代田区外神田2-18-21 楽器会館内 電話 03(3251)7444	ピアノ (表示) 電子鍵盤楽器 (表示)
49 眼鏡公正取引協議会	〒103 -0027	中央区日本橋3-13-11 油脂工業会館6F 電話 03(5255)3231	眼鏡類 (表示)
50 スポーツ用品公正取引協議会	〒101 -0052	千代田区神田小川町3-28-9 三東ビル4F 電話 03(3219)2531	スポーツ用品 (表示)
51 仏壇公正取引協議会	〒101 -0048	千代田区神田司町2-16-7 第二小林ビル2F 電話 03(6206)0572	仏壇 (表示)
(化粧品等)			
52 防虫剤公正取引協議会	〒160 -0022	新宿区新宿1-36-12 サンカテリーナビル6F 電話 03(3367)6775	防虫剤 (表示)

団体名	〒	住所・電話	運用している規約
53 化粧品公正取引協議会	〒105 -0001	港区虎ノ門5-1-5 メトロシティ神谷町6F 電話 03(5472)2533	化粧品（表示）
54 化粧石けん公正取引協議会	〒103 -0027	中央区日本橋3-13-11 油脂工業会館内 電話 03(3271)4301	化粧石けん業（景品） 化粧石けん（表示）
55 歯磨公正取引協議会	〒103 -0001	中央区日本橋小伝馬町2-4 三報ビル7F 電話 03(3249)2511	歯みがき業（景品） 歯みがき類（表示）
56 洗剤・石けん公正取引協議会	〒103 -0027	中央区日本橋3-13-11 油脂工業会館内 電話 03(3271)4301	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業（景品） 家庭用合成洗剤及び家庭用石けん（表示）

(出版・サービス)

57 新聞公正取引協議会	〒100 -8543	千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル7F日本新聞協会内 電話 03(3591)4406	新聞業（景品）
58 出版物小売業公正取引協議会	〒101 -0062	千代田区神田駿河台1-2 書店会館内 電話 03(3295)0065	出版物小売業（景品）
59 雑誌公正取引協議会	〒101 -0051	千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル5F 電話 03(3293)9759	雑誌業（景品）
60 旅行業公正取引協議会	〒100 -0013	千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル5F 電話 03(3592)1641	旅行業（景品） 募集型企画旅行（表示）
61 指定自動車教習所公正取引協議会	〒102 -0074	千代田区九段南2-3-9 サン九段ビル4F 電話 03(3556)0070	指定自動車教習所業（景品） 指定自動車教習所業（表示）

(自動車等)

62 (-社)自動車公正取引協議会	〒100 -0014	千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F 電話 03(5511)2111	自動車業（二輪自動車）（景品） 自動車業（表示） 二輪自動車業（表示）
63 農業機械公正取引協議会	〒110 -0015	台東区東上野1-9-7 Y T Sビル5F 電話 03(3835)8118	農業機械業（景品） 農業機械（表示）
64 タイヤ公正取引協議会	〒103 -0014	中央区日本橋蛎殻町1-38-9 宮前ビル5F 電話 03(5695)4051	タイヤ業（景品） タイヤ（表示）

(不動産)

65 不動産公正取引協議会連合会	〒102 -0083	千代田区麹町1-3 ニッセイ半蔵門ビル3F 電話 03(3261)3811	
66 (-社)北海道不動産公正取引協議会	〒060 -0001	札幌市中央区北1条西17丁目1番地 北海道不動産会館3F 電話 011(621)0747	不動産業（景品） 不動産（表示）
67 東北地区不動産公正取引協議会	〒010 -0942	秋田市川尻大川町1-33 秋田県不動産会館 電話 018(865)1673	不動産業（景品） 不動産（表示）
68 (公社)首都圏不動産公正取引協議会	〒102 -0083	千代田区麹町1-3 ニッセイ半蔵門ビル3F 電話 03(3261)3811	不動産業（景品） 不動産（表示）
69 北陸不動産公正取引協議会	〒921 -8047	金沢市大豆田本町口46-8 石川県不動産会館 電話 076(291)2255	不動産業（景品） 不動産（表示）

団体名	〒	住所・電話	運用している規約
69 東海不動産公正取引協議会	〒451 -0031	名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館1F 電話 052(529)3300	不動産業（景品） 不動産（表示）
70 (公社)近畿地区不動産公正取引協議会	〒540 -0012	大阪市中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル9F 電話 06(6941)9561	不動産業（景品） 不動産（表示）
71 中国地区不動産公正取引協議会	〒730 -0046	広島市中区昭和町11-5 広島県不動産会館内 電話 082(243)9906	不動産業（景品） 不動産（表示）
72 四国地区不動産公正取引協議会	〒780 -0901	高知市上町1丁目9-1 高知県不動産会館 電話 088(823)2001	不動産業（景品） 不動産（表示）
73 (-社)九州不動産公正取引協議会	〒812 -0054	福岡市東区馬出1-13-10 福岡県不動産会館内 電話 092(631)5500	不動産業（景品） 不動産（表示）

(医療)

74 医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	〒103 -0023	中央区日本橋本町3-7-2 電話 03(3669)5357	医療用医薬品製造販売業（景品）
75 衛生検査所業公正取引協議会	〒112 -0004	文京区後楽2-3-28 K.I.S 飯田橋2F 電話 03(5805)0250	衛生検査所業（景品）
76 医療用医薬品卸売業公正取引協議会	〒103 -0028	中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館7F (一社)日本医薬品卸売業連合会内 電話 03(3275)0984	医療用医薬品卸売業（景品）
77 医療機器業公正取引協議会	〒103 -0004	中央区東日本橋2-24-14 日本橋イーストビル6F 電話 03(5846)9663	医療機器業（景品）

(金融)

78 全国銀行公正取引協議会	〒100 -8216	千代田区丸の内1-3-1 銀行会館 電話 03(6267)7541	銀行業（景品） 銀行業（表示）
----------------	---------------	---	--------------------

(一社)全国公正取引協議会連合会	〒107 -0052	港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2F 電話 03(3568)2020	
------------------	---------------	--	--

※最新情報は当連合会のホームページをご覧ください。

# 公正マークと会員証は、安心ショッピングの目じるしです。

令和3年4月現在の公正競争規約等に基づく公正マークと会員証です。

公正取引協議会一覧表の名簿順に掲載しています。

## (商品表示)



飲用乳



レギュラー・インスタントコーヒー



もろみ酢



生めん類



辛子めんたいこ食品 ハム・ソーセージ類



鶏卵



みそ



ドレッシング類



食用塩



観光土産品



はちみつ



ローヤルゼリー



特定保健用食品  
(家電広告に表示)



表示を正しく  
家電公取協  
家電製品  
(家電広告に表示)



釣竿



防虫剤



旅行  
(旅行広告に表示)

## (店頭表示)



食肉



観光土産品



はちみつ



ローヤルゼリー



家電



鍵盤楽器



眼鏡



スポーツ



仏壇



旅行



指定自動車教習所



自動車



二輪自動車



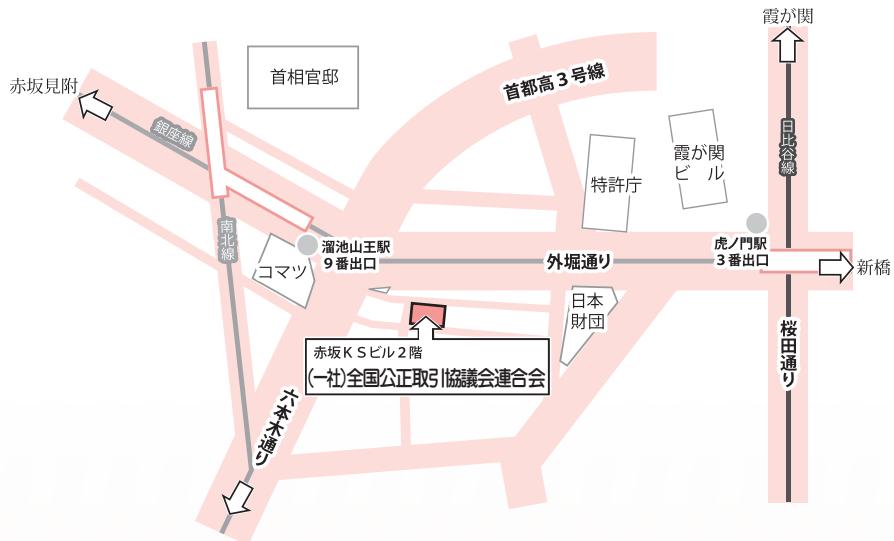
農機



タイヤ



不動産



## 一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

〒107-0052  
東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2階  
TEL 03(3568)2020  
FAX 03(3568)2030  
ホームページ <https://www.jfftc.org/>